

平成27年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年3月13日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年3月13日 午後0時58分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第22号 可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 可児市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第24号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

報告事項

- 1) 可児市児童館設置条例の全部改正
- 2) 可児市国民健康保険税条例の一部改正

事前通告質問 川崎中学校の事件を受けて

その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	野呂和久	副委員長	天羽良明
委員	林則夫	委員	可児慶志
委員	富田牧子	委員	酒井正司
委員	出口忠雄		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長 佐藤 誠 健康福祉部参事 小池 百合子

教育委員会事務局長 高 木 美 和
高齢福祉課長 宮 崎 卓 也
国保年金課長 桜 井 孝 治

こども課長 高 井 美 樹
健康増進課長 井 藤 裕 司
学校教育課長 林 眞 司

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 吉 田 隆 司
議会事務局
書 記 小 池 祐 功

議会事務局
議会総務課長 松 倉 良 典
議会事務局
書 記 渡 邊 ち え

○委員長（野呂和久君） それでは、定刻前ではございますがおそろいでありますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

まず、議案第22号 可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（高井美樹君） それでは御説明申し上げます。

資料番号6、議案説明書の2ページ、それから資料番号1、会議案の20ページにて説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、平成27年2月24日の教育福祉委員会において、保育所の利用者負担に関する事項について一部御説明をいたしました。それに関連して、今回、条例の改正案としてお諮りするものでございます。

議案説明書のところに(1)改正趣旨というところで書いてございますが、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育園や認定こども園に対する財政措置である施設型給付の創設に伴って改正するものであります。

条文の主な部分を少し御説明いたします。

議案書の20ページの改正後のほうと照らし合わせながら御説明いたします。

まず、第6条の第1項です。こちらにつきましては、児童福祉法に基づき入所を承認していた児童に係る保育料について、児童の年齢、保育の必要量に応じて別表で定める額を限度として規則で定めるというものでございます。

会議案23ページをお開きいただきますと、こちらのほうに、先般御説明した保育料の上限を定めるという一番下の部分になりますが、こちらが別表で定めてございます。3歳未満児の保育標準時間11時間の子は最高額が6万2,300円、それから8時間の短時間の未満児については6万円、それから3歳以上のお子さんで11時間の標準時間は3万300円、短時間については2万9,000円という金額で、この各階層の一番上限を条例で定めるというものでございます。この方法については、平成26年9月議会でも御説明いたしました瀬田幼稚園と同じような方式でございます。

あと、各所得階層別の保育所については、先般お配りした表のとおり、規則において定めるものでございます。

続いて第6条の第2項3項ですね、こちらはこれらの利用料の納入期限の分を定めているものでございます。

続きまして第7条ですね。こちらは利用料という形で、ちょっと混乱しますが、保育園が定員に達していないときに、特別に入所を承認する児童というのがあります。これは私的利

用というものになりますが、こちらについて別途利用料という形で定めるというものでございます。これについては、基準は保育料と同じものとするということで、第8条については保育料ですね。新たに加わる保育料と利用料の減免規定を定めているものでございます。

第9条で延長保育を規定しております、延長の保育料を30分当たり、第2項ですね、50円ということで定めております。

会議案の22ページ、裏面に第10条、こちらが延長保育料の減免について規定をしているというものでございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第22号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） この前の説明のときの続きですけれど、保育料決定を所得税から市民税に変更したというお話で、それで市民税に変更したことで不利はないかというお話をしたときに、例えば特別寡婦控除ですと、所得税は35万円引かれるけど、市民税は30万円だということで、引かれる分が少ないから保育料の算定も変わってくるわけですが、そうすると調整控除があるというお話をされました。私、調べましたけど、例えば調整控除で特別寡婦控除の所得税が35万円と、それで市民税が30万円、その5万が調整控除で出るかと言え、そういうことはないというふうに私は思うんですけど、そこら辺って本当にこのことによって不利益を受ける人はありませんか。

○子ども課長（高井美樹君） 税法的なところは、今回ちょっと確認をしておりますけど、市民税、私ども税務課のほうの担当レベルで確認をいたしましたところ、そういう調整控除という部分をやっているという説明を受けておりましたので、前回そのようにお答えをしたところでございます。

○委員（富田牧子君） だから、やっているというのはこの前までの話です。それで、やった結果、本当に同じぐらいの控除があるのかどうかということは、そこをお聞きしたいんですけど。だから、この定めによって不利益な人が出ないかということをお聞きしているわけですから。

○子ども課長（高井美樹君） 先般もお答えいたしました。各個人、個別において、この所得税と市民税と全く一緒ということはありません。ある階層、ある入れかわりですね、税額の部分の境目のところで当然1階層上になったり、1階層下になったりというのは、あらゆる階層においてあり得る部分というところであります。

それで、その35万円と30万円の調整控除のところは、先ほど申し上げましたとおり、担当レベルで確認したらそういうふうになっている部分があるということを確認しておりましたので、それ以降ちょっと法文のところは確認をしておりますけど、以前のとおりのお返しか今のところはしようがありません。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） この議案に反対します。

これまで11時間の保育であったものを保育時間の基準を短時間に合わせれば、当然負担増になります。今回多くの方が負担増になるというふうに私は思います。利用時間や延長保育料で、標準時間の認定より月の負担額が多くなりますので、こうした改正には反対です。

○委員長（野呂和久君） 他にございませんか。

○委員（酒井正司君） 賛成の立場で討論します。

もともとは女性の活躍の場の確保という起点にも立つわけですし、認定こども園の経常的な財政難等の問題も踏まえての改正であり、少なくとも延長保育等々を見れば、預ける側にも立ったきめの細かい施策が打ち出されたという観点からも賛成をいたします。

○委員長（野呂和久君） 他に討論はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了します。

これより議案第22号 可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第22号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第23号 可児市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（高井美樹君） それでは、引き続きお願いいたします。

議案説明書の3ページ、それから会議案24ページをお開きください。

今回の条例につきましては廃止をお願いするものでございまして、保育の実施につきましては、今回の児童福祉法の改正に伴いまして、子ども・子育て支援法の制定によって内閣府令に定める事由により行うということになりました。これによって、可児市保育の実施に関する条例は不要になったということで、廃止するものでございます。

今回、内閣府令の第44号というものが出ておりますが、これに基づきまして保育の必要性の認定に関する規則というものを定めてまいります。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第23号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） ちょっとお尋ねしますが、その条例を廃止すると、保育の実施義務が市町村にあるという、そこら辺のところはどのようになるんですか。

○こども課長（高井美樹君） 実施の義務というのは、児童福祉法そのものにもう定めがありまして、今回廃止する条例は保育の実施基準なので、今までの保育に欠けるという言い方でして、要は保育できない事由ということで、例えば労働、働いているだとか、それから妊娠中もしくは出産後間もないときだとか、病気とかけがで子供を保育できない、そういったと

きにどうだというのを現行の条例では定めておりました。これが条例で定めることなく、規則のほうで定めればいいということで、内閣府令というものが、44号というものが出ておるわけなんですけど、その府令に基づきまして規則を実施するという事なので、もともとの根拠というのは、今度はこの府令に基づく子育て支援法のほうにあって、さらに府令に定められて、それに基づいて規則で定めていくということです。今回、今まで保育の実施基準で保育に欠けるという言い方だったものが、条例ではなくて規則のほうで保育の必要性という言い方になって変わってくるというところです。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第23号 可児市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第23号は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第24号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 資料はナンバー1の会議案、それからナンバー6の提出議案説明書、これは3ページ、会議案のほうは25ページです。それから、別にお配りしました教育福祉委員会資料1を使いまして御説明させていただきます。

まず初めに資料ナンバー6、提出議案説明書の3ページをごらんください。

議案第24号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、まず初めに、以降の条例の説明の中で、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律という法律が出てきます。大変長い題名ですので、以降、「地域医療介護推進法」という形で略して説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、条例の主な改正趣旨ですが、1つには、まず3年に1度の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴いまして介護保険料を改定するものでございます。もう1点は、地域医療介護推進法による介護保険法の改正に伴います介護予防・日常生活支援総合事業への以降、その以降の日を定めるというものでございます。

主な内容につきましては、まず第2条の保険料率の改定でございます。これにつきまして

は、別添資料の1、介護保険料の段階設定（案）をごらんください。

表の左側が現行、右側が改定後になります。

本市におきましては、現行、13段階を17段階へ多段階化いたします。これは国の制度改正にのっとったものでございますが、国の設定する標準9段階より、さらに再分化する形になります。これは、所得に応じたより公平な金額設定とするためのもので、新第8段階以上、合計所得金額にして200万円以上の方については、これまで200万円区切りとしていた段階設定を、およそ100万円区切りとしております。

保険料の額につきましては、今回の制度改正によりまして、第1号被保険者の保険料負担率が現行の21%から22%へ改定されたということをお案した上で、介護給付費の伸びなども見込んで計算しております。介護給付費等の推計につきましては、国のワークシートがございます。それに市の1号被保険者の人口推計とか、それから給付や認定の実績などを入力して計算されます。そこで割り出された介護給付費と地域支援事業費の3年間の見込み額が約187億円でございます。第5期の見込み額が165億円程度でございましたので、3年間で13.3%、年間にして4.5%程度の増加ということになります。これに1号被保険者の保険料負担額187億円に22%を掛けますと、約41億円程度が1号被保険者の保険料の負担分という計算になります。ただし、国からの調整交付金が可児市はほとんど見込めませんので、この調整交付金は5%なんですけど、それを上乗せしまして、そこに基金からの繰入金1億5,000万円なんですけど、それを差し引きしますと3年間で結局49億6,000万円程度の保険料が必要となることになります。ここから65歳以上の人口を3年平均2万6,500人程度と推定して、人数と36カ月で割りますと、月額5,200円という額が割り出させるということでございます。したがって、保険料の額につきましては、この資料1の表中、横の網かけ部分の標準段階としております現行では第4段階、改定後では第5段階に当たりますが、その額が今の月額5,200円、年額は6万2,400円、12カ月で割って月額5,200円という額になりました。これは見ていただきますと、現行に比べて標準段階で年額3,600円、月額300円の増加というふうになっております。これが1点、改正点です。

それから、もう1点の改正点としまして、国の介護保険制度の改正に基づきまして、低所得者の新第1段階、表でいいますと新しいほうの第1段階の保険料につきましては、これに一般財源を投入いたしまして、標準段階の保険料率に対し5%の軽減措置を行うということを実施します。この表でいいますと、新第1段階の保険料率で0.5というところを5%軽減して0.45というふうになっていると思います。

これについては、資料ナンバー1の会議案33ページをごらんいただきますと、そこに軽減措置の規定があるんですが、改正附則の第3条です。ここに第1段階の保険料率を2万8,080円に軽減する旨の規定を加えております。この軽減のための財源の負担割合は、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担するというふうになっております。

それから、資料ナンバー6の提出議案説明書のほうの3ページに戻っていただきまして、第4条第3項と第9条第1項の改正につきましては、介護保険法施行令が介護保険法の改正

に伴って改正されたんですけど、その施行令において国は、標準の保険料段階を6段階から、9段階にしたんですけど、その9段階に改正されたことに伴う条文を整備するものです。

それから、第10条第2項につきましては、第1号被保険者本人の所得状況などの申告書の提出がない場合において、本人の所得等がわかりませんが、この場合、当該本人及びその世帯に属する方の市町村民税の課税状況に応じて保険料率を適用することができるとしたものでございまして、これは実は現状の手続を明文化した形のものとございます。

それから、新附則の第5条につきましては、これは2点目の大きな改正なんですけど、今回の制度改正で介護予防日常生活支援総合事業、今まで介護予防給付で給付されていたものを地域支援事業に移行するというものでございますが、これを平成29年4月1日までに国では実施開始しなければならないということにされております。また、平成27年度、つまり来年度から行えない場合は、市町村の条例において、その猶予期限をちゃんと定めなさいということが法律で示されております。国では、できる限り早期の実施を求めているわけですが、移行に当たりましては相当の準備というのが必要になってきますので、本市では移行開始日を平成28年4月1日としまして、その旨をこの条例に定めるものとございます。

この条例の施行日は、平成27年4月1日でございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第24号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） ちょっとお尋ねしますが、第5期のときは第1段階で、保険料率が0.25というのがあったんですけど、今回、旧の第1段階と第2段階を一緒にして新しい第1段階にしたわけですけど、この0.25という保険料率はどうしてなくなったんでしょうか。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） まず、もともと現行では、国の基準でも第1段階、第2段階というのがございまして、ただ国の基準は第1段階0.5、第2段階0.5と、両方とも0.5なんです。今回、国のほうが第1段階と第2段階を合わせて第1段階としてきました。それで、国の標準としては0.5としてきております。

それに伴いまして、こうした保険料率にしておるわけですが、実際御心配のところがあると思いますが、実態としてお話ししますと、ここで該当するのは、現行の第1段階は、生活保護受給者と世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者ということになっております。

まず生活保護受給者は、自己負担そのものがございません。それから、世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者という方は、これまでのところ該当者がございません。現段階で影響を受けている人は、実はいないんです。ただ、国では、今後の話ですけども、消費税増税を行う平成29年度に第2弾の軽減措置を実施するということを言っておりまして、この第1段階でさらに15%軽減すると言っております。そうすると、今回との合計で20%軽減される、結果としては第1段階の保険料率が0.30となって、若干もとの第1段階よりは上がりますけれども、かなり近い率になってきます。

この場合で計算しますと、額にして1万8,720円になりますので、旧第1段階との比較では4,020円の増額となります。一方、第2段階の方については、1万680円の大幅な減額にな

るということもございます。こうした段階的な軽減措置が今後実施される予定であるということも一つつけ加えておきます。以上です。

○委員（富田牧子君） この第1段階というのは、もっと前もあったと思うんですけど、そのときからずっと該当者はないという、そういうことですかね。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） まず生活保護受給者は当然見えますが、世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者という方は、昔までさかのぼって調べていないんですけど、ここ最近はございません。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） この議案第24号に反対の討論を行います。

第6期介護保険事業計画では、保険料は上がるのに、要支援1・2のサービス外しや、また特別養護老人ホームの入所制限等、サービスが著しく制限されることとなります。介護保険料は、介護保険事業策定のたびに値上がりが続けております。1度据え置きときはあったと思いますけれども、大体値上がりが続けてきている。

一方、高齢者の年金は、一昨年10月、昨年4月、ことし4月と3回で2.5%引き下げられました。今回の介護保険料は、基準額で第5期の月額4,900円から5,200円と、月額300円上がり、年額は6万2,400円となります。

国は、低所得者に公費1,300億円を投入して、所得別の1から3段階まで1,000万人を対象に最大で70%の減額を行うとしてきましたが、消費税10%の先送りを口実に来年度は第1段階のみ、しかも70%ではなく55%の軽減にし、第2、第3段階の軽減はされません。

介護保険料の際限のない値上げが、この介護保険の制度の中にやはりセットされていると思います。国の公費負担を増額して、これ以上の値上げを押さえるべきとの立場から、この議案に反対をいたします。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他に討論はございませんか。

○委員（酒井正司君） 賛成の立場で討論を行います。

国の高齢化に伴って、財政的に逼迫しているから、公平ということは常に保たなければならないという面からは、この新制度は評価できると思います。

まず13段階を17にしたこと、それから低所得者層に配慮したことがあると思われれます。特に評価の対象としては、新附則第5条、介護予防日常生活支援総合事業を新しく立ち上げて、きめ細かい配慮がなされていること等々に鑑みて、新制度が将来の介護保険事業の継続するためのやむを得ない改正であろうというふうに思いますので、賛成をいたします。

○委員長（野呂和久君） 他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第24号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第24号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第25号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齡福祉課長（宮崎卓也君） 資料ナンバー6、提出議案説明書3ページをごらんください。

議案第25号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

この条例の制定趣旨につきましては、地域医療介護推進法の改正による介護保険法の改正に伴いまして、必要な改正を行うものです。

第4条でございますが、これは介護保険法改正に伴う条項ずれがありましたので、それに対応させるための必要な条文整備でございます。

それから、第11条第3項につきましては、これも介護保険法の改正によりまして、平成27年の8月1日から、一定の所得を有する第1号被保険者の自己負担分が2割となるということに伴いまして、このデイサービスセンターの利用料の規定に新たに加えるものでございます。

施行日は平成27年4月1日からでございますが、今御説明しました新第11条の改正規定につきましては、介護保険改正の施行日であります平成27年8月1日からということにしております。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第25号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 一定の所得があるという、その一定のという基準は幾らでしょうか。

○高齡福祉課長（宮崎卓也君） 実は、国が所得水準を定める政令を施行するというを言っておるんですけども、まだ未施行です。

ただ、国が示している案によりますと、今現在の案によりますと、合計所得金額で160万円以上、課税年金収入でいいますと280万円以上ということを示しております。以上です。

○委員（富田牧子君） その基準が高過ぎるという話があるのですが、医療保険の現在課税される課税料が、保険料をとられる所得の基準と比べても、介護保険2割の負担のラインが余りにも低過ぎるんじゃないかという話があるんですけど、そこら辺はどうでしょうか。国が示したからと言われればそれまでだけど、どう思いますか。

○高齡福祉課長（宮崎卓也君） ちょっと高いか低いかという判断は大変難しいところがあるとは思われますけれども、課税年金収入280万円というのは、そんなに低い額ではないような気がしますけれども、ちょっとお答えとしてはその程度しか、済みません。以上です。

○委員（富田牧子君） 先ほどのこの保険料の段階設定のところを見ていただくと、280万円というところは新8段階になるんですけど、これの保険料率は1.45なんですね。だから、2倍というのはやっぱり相当なものだというふうに考えるわけです。

ここで、これを一緒くたにするわけにもいかないというふうには思いますけど、比較の問題として、本当に2倍になる人というのは16段階で1,000万円以上ということになるので、280万円ではやっぱり低いというか、基準が低過ぎるので多くの方が該当するということで、おかしいんじゃないかなあと思うんですけど、国民健康保険では、医療保険のお話ではお答えがなかったんで、ここと比べてみるとどうでしょうかねと思うんですが、どうですか。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） なかなかお答えするのはすごく難しい話ではありますけれども、ただ国のほうはまだ政令未施行というところで、そういう意見も聞きながら決めている可能性もありますから、その辺のところ、まだ今の段階でこれが高い低いというのもなかなか難しいところかと思えますけれども、ちょっとお答えとしてはなかなか申しわけありませんが、お答えにくい話で申しわけありません。

○委員（富田牧子君） 基準もわからないのに、こういうふうにしますよと言われても、それに賛成をしていいものやら、悪いものやらという、そういう感じがいたしますけど、いかがですか。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 実際、この条例は可児市老人デイサービスセンターの設置・管理に関する条例の中で、平成27年8月1日からの介護保険法改正に伴う準備をしておくということで条例を1つ入れておかないと、自己負担が2割負担の方が見えた場合の利用料をいただくことができなくなるということで規定をさせていただいているわけで、実際その国の基準が確かにどうなるかという問題があるんですけども、この条例でその基準とか、自己負担の2割負担そのものを決めているわけではないものですから、国が自己負担を2割負担としてきた場合に備えて条例改正をしているという趣旨のもので、その辺のところを御理解いただきたいかなと思います。

○委員（富田牧子君） それって、やっぱりおかしいと思うんですよ。

平成27年8月1日からやるということで、基準はわからないのにこれを準備しますというふうなことで平成27年6月議会でやってもらってもいいんじゃないですか。どうなんですか。これがきちっと決まってから、本当に市民のどれだけの人に関係してくるのか、その人たちが負担増になるのかというのがわからないままで、これに認めてほしいというのも私はおかしいと思うんですけど。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 一定の所得を有する第1号被保険者の自己負担が2割負担と規定されたことは、もう法律が公布されて決まっている話ですので、その部分についてデイサービスセンターの条例を既に改正させておくというもので、国の一定の所得水準がどう変わろうとこれが変わるわけではありませんものということでございます。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） 反対をいたします。

国がもう2割というふうにしたからということで、この条例をとということですが、私はやはりその基準の金額が決まらない限り、決まっても多分反対なんですけれども、まず決まっていないというところでこのような条例を準備しておくということは大変おかしい話ではないでしょうか。

というのは、市民の方にみんな関係してくることでございますね。これでは市民の方に説明できませんし、こんなおかしい条例は反対です。

○委員長（野呂和久君） 他に討論はございませんか。

○委員（酒井正司君） 難しい討論になりますけれども、賛成せざるを得ない。

というのは、国の方針に従わざるを得ん部分が多いということ、ただ市民への影響というのはある程度予測して説明する準備はしておくべきではあると思います。

それと制度維持上、やむを得ない改正であろうと思いますので、賛成をいたします。

○委員長（野呂和久君） 他に討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第25号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第25号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第26号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 資料ナンバー6、提出議案説明書4ページをごらんください。

議案第26号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

この条例の制定趣旨ですが、今年度の12月で議決をいただきましたこの本条例につきましては、今回の地域医療介護推進法による介護保険法の改正に伴い、基準となる厚生労働省令が平成26年7月に改正され、それに伴いまして改正するものです。

主な改正内容ですが、新第33条第12号につきましては、指定介護予防支援事業所の担当職員は、指定介護予防サービス事業者に対しまして介護予防サービス計画の提出を求めるもの

とする規定をここに新たに加えるものです。今まではその基準がなかったので、そうしたことができなかつたんですが、この基準を加えることによって、それができるようになるということでございます。

それから、新第33条第13号及び第16号につきましては、平成28年度からの介護予防日常生活支援総合事業への移行に対応できるよう、条文を整備するものでございます。

新第33条第28号につきましては、これは地域ケア会議ですが、地域ケア会議に必要な資料や情報の提供を指定介護予防支援事業者が協力していくという旨の規定を新たに加えるものでございます。

次に、資料ナンバー1の会議案36ページのほうをごらんください。

第31条第2項でございますが、これは実はこの第2項は、本来、第1号から第5号として規定すべきところではございましたけれども、そのうちの第3号、第4号、第5号が、第3項、第4項、第5項というふうな規定になってしまっておりました。これにつきましては、今回正しく規定し直しさせていただきたいと思っております。これにつきましては、大変申しわけございませんでした。

あと、40ページをごらんいただきまして、施行日は平成27年4月1日からでございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第26号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 38ページのところなんですけど、ちょっとお聞きするんですが、改正前の第33条12号のところでは、介護予防訪問介護計画となっていて、38ページの改正後の13号のところでは介護予防訪問看護計画というふうに書いてあるわけなんですけど、ここら辺はどのように違うんでしょうか。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） これ実は私もむむっと思ったんですけど、よく見てみますと、これ実は例示なんですね。介護予防訪問介護計画等指定介護予防サービス等基準においてとっているの、この介護予防訪問介護計画というのは例示の一つなんです。

ただ、先ほどちょっと御説明しましたけど、平成28年度から総合事業に移行するということもございまして、これを介護予防訪問介護計画そのものを入れておくと、またもう一度改正する必要が出てくるということもございまして。それを介護予防訪問看護計画書等というふうにしておいて、今度の改正に備え、一度に改正してしまおうということもございまして。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第26号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第26号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第27号 可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 資料ナンバー6、提出議案説明書4ページをごらんください。

議案第27号 可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

この条例の改正趣旨につきましては、今回の地域医療介護推進法による介護保険法の改正に伴いまして、基準となる厚生労働省令が改正されたということに伴い改正するものです。

第2条と第11条、それから第12条、第13条、それから第18条につきましては、介護保険法の改正により、これは単に条項ずれが生じたということによる条文の整備でございます。

それから第15条につきましては、これまで訪問介護等小規模多機能型通所介護の組み合わせによる複合型サービスについては、単に複合型サービスというふうに呼んでいたんですけど、今回、省令が改正されまして、その省令改正により、これを看護小規模多機能型居宅介護というふうに定義づけされたことに伴いまして、条文中の該当箇所をそれぞれ改正するものでございます。

施行日につきましては、平成27年4月1日からでございますけれども、11条と12条の第1項、13条第1項の改正規定につきましては、地域医療介護推進法附則第1条第6号に定める日としております。この日は、実は平成27年2月18日に施行期日を定める政令というのが公布されまして、そこで平成28年4月1日というふうに規定されました。ですから、この11条、12条第1項、第13条第1項の改正規定は、平成28年4月1日から施行ということになります。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第27号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） まず小規模多機能型居宅介護というものの概念を教えてください。

その次に、それに看護がついたらどのようなことになるかということをお教えてください。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） お答えします。

まず小規模多機能型居宅介護というものでございますが、これは訪問介護と通所介護とショートステイ、この3つのサービスを組み合わせで一体で提供するものです。在宅介護をするに当たって非常に有効なサービスだと言われていて、これは登録制、現在定員25名で、1

施設25名まで登録できるんですが、来年度から基準が広がって29名まで登録できることになりました。この登録された人について、訪問介護、通所介護とショートステイを上手に組み合わせ、1つの施設で上手に組み合わせる在宅介護を支援していくという、そういうサービスです。

ここにもう1つ、小規模多機能型居宅介護の施設のケアマネジャーによる一元管理により、訪問看護も組み合わせる利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能になるということで、これも非常に在宅介護をしていく上で有効なサービスだと言われているものでございます。

現在の定員数25名で見ますと、訪問介護を使える登録定員が25名で、15人の通所介護と9人のショートステイが一度に利用できるというものになっています。以上です。

○委員（富田牧子君） そうすると、もともとこういう小規模多機能型居宅介護のところには看護師がおられるわけですね。ですから、従来私はおられると思っているんだけど、そういう人が今度はそこに来る人に何らかの看護行為を行えるという、これはそういう意味ですか。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 実は、この小規模多機能型居宅介護にはケアマネジャーさんとか介護職員はいるんですけど、訪問看護職員はいないんです。今までは何か看護が必要な方が見えたとしても、どこかよその訪問看護なり、病院なりをお願いしてやらないといけなかったのが、今後は訪問看護も一緒にやっていただくということで、御自宅まで行って訪問看護が一体的にできるようになるという仕組みでございませう。

○委員（富田牧子君） ついでに、最後にもう1つ聞きますけど、そうすると第6期の計画では、それはゼロ、ゼロ、ゼロというふうにあるわけですけど、ここに盛り込むだけで、実際にはそういうサービスは行われないうことでしょうかね。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 実はこのサービスというのは、今言いましたように非常に有効なサービス、小規模多機能型居宅介護の募集は平成29年度に行う予定なんですね。それを複合型として公募することも可能は可能だと思いますので、その辺は何を選択するかというのをしっかり検討して、複合型がよいなら複合型の公募ということもあり得ますので、今後はそういう点で検討していきたいとは思っています。

○委員長（野呂和久君） 他によろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論を終了いたします。

これより議案第27号 可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第27号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第28号 可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○健康増進課長（井藤裕司君） 私のほうからは、議案第28号の可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について御説明をさせていただきます。

資料番号1番の平成27年第2回可児市議会定例会議案の45ページをごらんください。

前文にもありますように、歯と口腔の健康は、食事や会話を楽しむなどの生活の質の向上のほか、将来の生活習慣病の予防など、全身の健康の保持・増進にも重要な役割を果たしています。第1条にもありますように、この条例は平成23年に制定された歯科口腔保健の推進に関する法律の基本理念にのっとり市の基本理念を定め、市の責務、市民の責務、歯科医師等の責務、保健医療関係者等の責務を明らかにするとともに、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期において、適切かつ効果的に市民の歯と口腔の健康づくりを推進するための市の施策を掲げたものであります。今後、市、市民、歯科医師等、保健医療関係者等がそれぞれの責務を認識し、互いに連携・協力しながら、できるところから具体的に取り組みを進めていきたいと考えております。

議案提出に先立って、平成27年1月6日から26日にかけて実施しましたパブリックコメントにおいては、1人の方から5つの御意見をいただきましたが、いずれも前向きに取り組みを御提案いただくものであります。今後の具体的な取り組みを協議していく中で、御提案の内容を実現していきたいと考えております。

簡単に御説明させていただきましたが、御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（野呂和久君） これより議案第28号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 先ほどパブリックコメントで、お1人から意見があったということですけど、何か書かれた返答が余りにもちょっと冷たいお返事だったので、せっかく書いたのに、もうちょっと何か前向きな感じでお答えを書いていただけかもしれませんでしょうかという苦情が来ていたということを知りましたので、お伝え申し上げます。

せっかくすごく熱心に書いてあって、私も見ましたけど、熱心に書いていただいて、なかなか専門的なこともよく御存じで、あらそうかしらと思って私もびっくりしたんですけど、本当に積極的に書いてみえたので、もうちょっとお返事の仕方を変えていただくといいかなというふうに思ったんですけど、済みません。

○健康増進課長（井藤裕司君） 大変ありがとうございます。

いただいた御意見は本当に細かく親身になっていただいた御意見であると考えております。それに対する回答のほうがかたいということですが、決してそういうつもりはございません。

でしたけれども、これからまた歯科医療関係者等々と十分協議をしながら、市民の歯と口腔の健康づくりに対して具体的に取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○委員（酒井正司君） 先ほど来の議案は、随分国の動きに非常に敏感にといいいますか、即対応しているわけですが、このあれからいうと、平成23年に法律ができているということですが、ここまで時間がかかった理由をお聞かせください。

○健康増進課長（井藤裕司君） 確かに時間がかかっておるといことはございますけれども、実際には具体的にどういった取り組みをしていくのかというところを市としては考えておりましたけれども、歯科医師会からも強い要望をいただきまして、歯科医師会もこの市民の歯と口腔の健康づくりについては本当に一生懸命考えていただいているということ、それからやっぱりこの歯と口腔の健康が将来の生活習慣病に非常に重要な役割を果たしてくるということがございますので、今具体的にこういう取り組みが一つずつ始まりつつありますので、少し遅かったのかもしれませんが、今こういった形で条例を制定して取り組みを進めていくということが非常に大切なあとというふうに考えております。

○健康福祉部参事（小池百合子君） 今の、ちょっと取り組みが遅かったのではないかということなんですけれども、当初、まず口だけじゃなくて、健康全体を考える健康増進条例というか、そういうものを先に考えるべきじゃないかという意見がありました。そのことを医師会の先生とも考えていたんですけれども、それを考え出したら今度はもう壮大な、スケールが大きくなり過ぎちゃって、要するに話が進まなかったというのが現状で、とりあえず口だけの健康じゃなくて、食べることは全て、体全体にかかるということで、まずせつかく歯科医師会の先生方も熱心に進めようという、同じ舞台に乗っていただいているところなので、まず口腔のほうからやりましょうということで進めてきました。

全国的に見ても、健康増進条例を定めている市町村はやはり少なく、やはり難しいのかなというのがそのときの反省になっています。また、今後は医師会の先生とも相談して、そちらのほうに進めることになると思っておりますけれども、そういう経過があります。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他によろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第28号 可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第28号は原案どおり可決すべきものと決定をいたしま

した。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以降の議事につきましては、担当の部長、課長のみで行いますので、順次担当以外の部長、課長は御退席いただいて結構です。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時09分

○委員長（野呂和久君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項1. 可児市児童館設置条例の全部改正を議題とします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（高井美樹君） 特に今回資料は用意してございません。

昨年の6月の議会の折にも少し、児童センター、児童館の指定管理のことについてお話をいたしました。来年度、この条例を全部改正いたしまして、次年度、平成28年の4月に向けて指定管理のほうを進めてまいりたいというところでございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） この件に関して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、報告事項2. 可児市国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（桜井孝治君） それでは、報告事項の2. 可児市国民健康保険税条例の一部改正について、よろしく願いいたします。

資料は、委員会資料の2、A4、1枚のものになります。

改正の背景といたしましては、現在、国の平成27年度税制改革大綱に基づき、国会に地方税法の一部を改正する法律案が提出されておりますが、この中に国民健康保険税の限度額の上限や減免基準を定めてある部分がございますので、その内容を事前に御説明申し上げるものでございます。

改正の概要は大きく2点でございます。

1点目は、所得の多い方を対象に、課税限度額の引き上げについてでございます。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律にありますように、所得の高い方には負担能力に応じた負担を求めるという観点や被用者保険とのバランスの観点から、

昨年度末に引き続き、国民健康保険税の限度額を4万円引き上げるものでございます。国民健康保険は今、3区分によって賦課しておりますが、そのうち医療給付分を現行の限度額51万円を52万円に改正、1万円引き上げるというものでございます。同様に後期支援分を16万円から17万円、1万円引き上げ、40歳から64歳が対象の介護納付分は14万円から16万円と2万円引き上げるものでございます。全部かかる方については、81万円から85万円と4万円の引き上げとなります。

参考までに、平成26年度当初段階での限度額に達している世帯につきましては、医療給付が429世帯、後期支援が168世帯、介護納付が149世帯でございました。

なお、この改正につきましては、被保険者の市民の立場からは負担の増につながりますので、先月末に行われました市の国民健康保険運営審議会に諮問を行い、引き上げは妥当なものとの答申を受けております。

2点目は、所得の少ない方に係る軽減判定所得の見直しについてでございます。経済動向などを踏まえまして、5割軽減、2割軽減の判定所得基準を見直すものでございます。軽減にはもう1種類、7割軽減というのがございますが、もともと所得割がかかっておりませんので、今回は対象外となっております。

5割軽減の基準を、現行の33万円に国民健康保険加入者1人当たり24万5,000円を加えるという基準を、1人当たり26万円に改正するものでございます。同じく2割軽減につきましては、現行の33万円に国民健康保険加入者1人当たり45万円を加えるというものを、1人当たり47万円にするという改正でございます。こちらはいずれも加入者に有利な改正となっております。

参考までに、ことし当初段階での該当世帯数は、5割軽減は1,503世帯、2割軽減は2,048世帯でございました。

これらの改正につきましては、施行日は平成27年4月1日を予定しております。

その他といたしまして、冒頭に申しましたとおり、根拠法令が現国会で年度末に成立予定でございますので、成立後、その内容が新年度の課税に反映できるよう、市の条例の一部改正を専決処分させていただき、次の6月議会において報告する予定でございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） この件に関しまして質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時16分

○委員長（野呂和久君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、質疑の事前通告がありますので、富田委員よりお願いをいたします。

○委員（富田牧子君） 川崎で大変痛ましい事件が起こりまして、私も本当に衝撃を受けてい

るような状態ですが、この起こった川崎中学1年生の殺害事件に関連して、教育委員会ではどういふ話し合いが行われたか。こういうとき、迅速に教育委員会を開いて、教育委員の中でいろいろな話をさせていただくということがすごく大事ではないかなと思いますので、まず教育委員会でどのような話し合いが行われたかということをお尋ねしたいと思います。

それから、いろんな新聞とかでも見られたと思いますけど、尾木直樹氏が、これは100%防げる事件だったというふうに指摘しておられるということで、うちの市も尾木直樹氏がアドバイザーということで、お金もお支払いしていろんなアドバイスも受けたりしているんですが、こういうところで類似の事件が発生しないとも限らない、対策をきちんとしてないと発生するかもしれませんけれども、この類似事件発生防止の対策は十分とられているのかということをお尋ねします。

○委員長（野呂和久君） 執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（高木美和君） 今、議員がおっしゃったように、本当に心が痛む大変痛ましい事件だと思っています。平成27年2月20日の事件発生から2月27日の18歳少年たちの逮捕を受けて、平成27年3月2日の校長会において、まず教育長から各学校長へ、児童・生徒の命を守る取り組みに全力で当たるよう訓辞がございました。

可児市においては、毎月、不登校調査を実施して教育委員会会議で報告しておりますけれども、今回の事件を受けて文部科学省の緊急調査を実施いたしました。平成27年2月27日時点で学校において7日以上連続して連絡がとれず、その生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの、学校外の集団等とのかかわりの中で、その生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるものについてでございましたが、この調査の結果、可児市においては全ての学校から、そういった該当はないとの報告を受けております。

また、平成27年3月9日に教育委員会会議が開かれまして、こういった話し合いの場が持たれました。今回の事件で、異変への気づきはどうかだったのか、家庭、学校、地域で気づくことが可能だったのではないかと、学校では担任だけではなく組織としての対応がどうかだったのか、専門職への引き継ぎ、情報の共有はどうかだったのか、このことに対し可児市においての現在の取り組みはどうか、検証、意見交換が行われました。一方、加害者側の問題把握、生い立ちの中で時々の更生の指導はどうかだったのか、可児市の駅前子育て拠点の子供たちの居場所としての重要性についても言及がございました。

子供たちが関係する事件については、教育委員会、各学校とも、日ごろから危機意識を持つての対応に気をつけておりますけれども、類似事件の発生防止対策への具体的な対応については、この後、学校教育課長のほうから回答させていただきたいと思います。

○学校教育課長（林 眞司君） それでは、類似事件の未然防止について、こちらのほうからお話をさせていただきます。

今回の事件では、担任と管理職がうまくつながっていなかったのではないかと、他校生とつるんでいたのを知っていたのに、正式に報告を上げずに放置していたのではないかなどと言われております。気になることがあれば早期に学校へ連絡をする、警察や児童相談所、

電話相談等、何らかの外の相談所とつながることが重要で、可児市では日ごろから各学校、関係機関と連携しながら、児童・生徒の命を守り切ることを最優先に取り組んでおります。

例えば、学校、こども課、福祉課、子ども相談センター、警察、病院などの機関とのケース会議を必要に応じて開催しております。今現在、学校教育課がかかわっている継続中のケース会議は9件ございます。小学校が5件、中学校が4件でございます。各機関が情報共有をし、それぞれの立場から対応をしております。

また、市内の小・中学校に勤務する教職員は、日ごろから面接法、観察法、調査法、保護者との連絡帳のやりとり等を利用して児童・生徒の実態把握に努めております。各学校では、誰かが一人で抱え込んで対応するのではなく、生徒指導や相談室担当、養護教諭、教頭、校長など、多くの職員がかかわり、可児市いじめ防止基本方針、各学校のいじめ基本方針をもとに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、当事者へのケアを行っております。児童会や生徒会によるいじめ防止宣言等の取り組みを意図的に仕組み、児童・生徒のいじめ防止に対する意識を高めております。Q Uアンケートや毎学期の生活向上アンケートでも、児童・生徒の困り感の把握に努めております。気になる児童・生徒には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家にかかわってもらい、早期の対応を心がけております。もちろん、可児市いじめ防止専門委員会との連携も大切にしております。

先ほど局長のほうで申しましたが、その後、生徒指導担当で平成27年3月11日現在でも安否確認をしております。その段階で確認ができていない児童・生徒はおりません。ゼロということで確認をしております。

今後も、可児市でも起こり得るといふ危機感を持ちながら、網を張りめぐらせ、未然防止に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） この件に関して他に質疑はございますか。

○委員（冨田牧子君） ありがとうございます。私はこの事件ですごく気になるのが、この18歳の子が、お母さんはフィリピン人でハーフだったということで、なかなか居場所がないとか、そういうことがすごく大きな問題だったんじゃないかなと思います。もちろん起こした事件のすごい残酷さは問題ですけれども、子供たちの居場所というのがないと、本当に疎外感を感じるばかりで、結局悪いほうに向かっていってしまうふうになってくると思うんですね。今度、きょう予算のところにもありましたけど、それは建設市民の分野だったと思うんですけど、外国人の子供たちの不登校の対策とか、そういうのをやっていくということで、ぜひそういうところにもっと目配りをしていただいて、それと子供たちの居場所というのを何らかのところで確保していただけないかなというふうに思うんですけど。

ちょっと前、フレビアが午後10時まであいていたので、実は、結構ブラジルの子とかフィリピンの子が遅くまでいたんですね。私は、こんなことでいいのかなと実際思ったことがあるんだけど、でも今思うと、そういうところが居場所になっていたということがすごく大きなことで、疎外感を抱かない、どこか自分を受けとめてくれるところがある、どこか行くところがあるとか、そういうことをすごく大切にしてもらって、可児市は落ちついたところで

今のところ問題は私もないとは思いますが、ないから安心ということではなくて、ぜひ外国人の子供たちの不登校対策とか、居場所づくりとか、もっともっと取り組んでいただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（高木美和君） 今、委員のほうから居場所づくりというお話がございましたけれども、教育委員会会議の教育委員たちの話の中でも、やはり居場所づくりというのが大変必要じゃないかというお話がございました。そういった中で、今回、駅前に子育て施設ができるわけがございますけれども、そういった中でも、そういった子供たちが居場所としてそこに参加できるような場所、そういったものが必要じゃないかという意見がございまして、そういった意見も大切にして、今後の参考といいますか、今度の施設の中に生かしていけたらということはお考えしております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） 他にございませんか。

○委員（可児慶志君） もちろん、今の富田さんがおっしゃったように、居場所というのはすごく大事。学校へとにかく登校しなきゃ、不登校があったり、不就学しておるということは非常に子供にとって一番大事な問題、それをなくすことは大事ですけど、それは下校後でも同じなんです。そのことをなくしていくためには、親に対する指導というものが物すごく大きいと思うんで、親が一番身近にいますので、親に対する指導というか、そういうものが何かうまく仕組みができないのかなあとということを思ったりします。単純に一言で言えばそういうことなだけで、仕組みをつくることはとても難しい。社会全体で結局支えなきゃいけないということになると思うんですね。例えば親が勤めている会社の人たち、あるいは御近所の人たち、そういう人たちが支援をしていかない限り、その子供の親だけを教育するということはとても難しい話じゃないかなと思うんですね。だから、そういう仕組みを考えていけないんじゃないかな。この可児市では特に大きな問題が起こっていないと、今、富田さんがおっしゃっていただいたけれども、これからでも十分起こり得る可能性がある。特に可児市、美濃加茂市というのは、非常に外国人の子供たちの率が高い地域ですので、他市のまねするというよりも、率先垂範してその辺の仕組みをつくっていかないといけないんじゃないかなというふうに痛切に思いますので、我々議会としても考えていきますけれども、執行部としても、教育委員会だけでなく全庁挙げて考えてもらいたいなということを思いますね。

○教育委員会事務局長（高木美和君） 今、可児委員の言われたことに全く同感でございます、そのように努めてまいりたいと思っております。

○委員長（野呂和久君） 他に委員さんから御意見は、まだございますでしょうか。
よろしいですかね。

[挙手する者なし]

では、この件に関しましては以上で終了いたしたいと思えます。
ここで暫時休憩をとります。

休憩 午後 2 時 29 分

○委員長（野呂和久君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、その他を議題といたします。

○健康福祉部長（佐藤 誠君） それでは私のほうから、健康福祉部所管の計画の策定状況につきまして御報告をいたします。

健康福祉部所管の計画、3つございまして、第4期可児市障がい者計画、2つ目に可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、これは第6期でございます。それと3つ目に子ども・子育て支援事業計画、この3つがございますけれども、その策定状況でございます。

計画内容につきましては、これまでの委員会の席で説明のほうをさせていただいておりますので、内容の説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

これら3つの計画につきましては、平成27年1月から2月にかけてパブリックコメントを行いました。その結果、第4期障がい者計画につきましては、お1人から4件、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画第6期につきましては、お1人から11件の御意見をいただきました。また、子ども・子育て支援事業計画につきましては、御意見はございませんでした。両計画とも、パブリックコメントを踏まえての計画内容の変更はございません。

なお、パブリックコメントの計画につきましては、担当課の窓口、それから各連絡所、庁舎1階の市政資料コーナー、市ホームページで公表をいたしております。

今後、第4期可児市障がい者計画につきましては、今月、3月16日の策定委員会での審議、子ども・子育て支援事業計画につきましては、今月、3月23日の子ども・子育て会議での審議を経た後、それぞれ市長に答申がなされる予定となっております。

また、可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画第6期につきましては、去る平成27年2月18日の可児市高齢者施策運営協議会で審議が終わっております。よろしく願いをいたします。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） この件に関しまして質問とかはございますか。

○委員（富田牧子君） パブリックコメントという方法ですけど、誰も応募しないという現状ですよね。これって何とかしなきゃいけないというか、もっとほかの方法で意見を聞くとか、そういうことはないんでしょうか。皆さんが当事者になるわけですよ、この計画なんかも。介護保険だって、障がい者は一部の人ということになるかわかりませんが、子育てだってたくさんの方がみんなかかわるわけですけど、広く市民の意見を聞くという方法を、もうちょっと何かほかの方法でやっていただくというわけにいかないですか。余りにも形骸化し過ぎていると思うんですね。

○健康福祉部長（佐藤 誠君） 確かにパブリックコメントを実施いたしましても、余り意見が出てこないという状況が最近ずっと続いております。この計画を策定する際には、策定委員会とか、あるいは子ども・子育て会議のように、市民の方に参画していただいて、それぞれのお立場から御意見等を伺いながら計画をつくっていくというような形になっております。

けれども、そのつくったものに対して広く皆さん方にパブリックコメントという形で御意見を求めても、先ほど申し上げましたようになかなか出てこない状況の中で、もう少しパブリックコメントだけにとどまらず、何らかの方法で広く皆さん方から御意見をいただくようなことも考えていかなければならないかなあというふうに思っておりますので、これは私どものほうの課題というふうにさせていただければありがたいと思います。

○委員（富田牧子君） 議会に諮ると、事前審査みたいな形になるかもわかりませんが、議会として一度も案の説明も結局受けてないわけですよ。これですよというぐらいの話ですか、膨大な計画の中でなかなか全部わからないし、事前審査とかそういうことに当たるかもしれないけど、もっとまず議会の議員に理解してもらうように説明してもらうとか、パブリックコメントも大事ですけど、そういうことはないですかね。どうなんですか。

○健康福祉部長（佐藤 誠君） 計画案につきましては、パブリックコメントを出す前に皆様方に御説明をさせていただいておりますけれども、ただ限られた時間の中で、ある意味抜粋して御説明をさせていただいております。ということからしますと、もう少し例えば委員会のほうでお時間をとっていただいて、きちんと説明をさせていただく時間をとっていただくならば、私どものほうしてもきちんとその辺のところは時間をとって説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員（富田牧子君） 委員長をお願いしたいと思います。今度の6月議会で、私たちも任期が終わりますが、まず議員が理解しないことにはだめだと思うんですね、私。だから、回を重ねるごとに難しい内容になってきて、言葉もころころ変わるし、何のことだったかと思うようなことが書いてあるわけなんですけど、そのことを決めていかなきゃいけない立場に私たちはあるわけですから、時間をとって勉強するとか、そういう時間を今後の特に福祉に関する委員会の中ではやっていただけるといいかなと思うんですけど。

○委員長（野呂和久君） 今、富田委員からの提案といいますか、委員会としてもしっかりと充実ということでこれからやっていきたいと思います。ありがとうございます。

他にほかの委員さんからございますか。

○委員（林 則夫君） 所管をまたぐ問題になりますけど、先般、帷子のゴルフ場で小学生が水難事故に遭うあれがありましたね。そのときに、まず報道と同時に、私は教育委員会、学校教育課長と、それから土木課と、それから可児川防災等ため池組合に即連絡をとったんですが、学校教育課長の対応は本当に早かったです。褒めてやりたいぐらい早かったです。

それで、可児川防災等ため池組合に対しては、この間も本会議で一部答弁があったわけですが、子供はいたずらですから、障害物があれば乗り越え、金網が張ってあればめくり上げて入っていくというような、これは子供の特徴ですので、これはいたし方ないと思いますけど、一番の防止の仕方というのは、学校において集会なり朝礼なりのときに、学校の先生が子供に、そういうことを啓蒙していくというのが一番の防止策になるのではないかなあと思うわけなんですけど、可児川防災等ため池組合においては、直ちにこういう看板をつくらせてまして、これは既に実施しておると思います。

それから、農業用のため池というのは、これはいつごろできたものかわかりません。恐らく日本の国において稲作が始まった当時にできたものじゃないかなと思うんですが、可児川防災のため池は昭和になってからできたものであって、非常に規模も大きなものです。それで農業用のため池は、農業用もしくは以前は水道がなかったときには防火用にも併用されたものだと思いますが、これは市内に160近くあるわけなんです、この面につきましても、土木のほうで再点検をし直して、金網から施錠、それから看板までを見直すということで直ちにやってくれておるわけですが、これも市内だけの問題じゃありませんね。帷子で事故に遭ったのは犬山市の子供です、それからこの間、可児川防災等ため池組合議会においては、御嵩町も多治見市も来ておりましたので、学校を通じて周知徹底するようにお願いをしておいたわけなんです、いずれにしましても、子供の命は本当に国の宝でありますので、大人で守れるものなら守ってやらんといかん、あとということでお願いをしたわけなんです、教育委員会、今はおりませんが、後で委員長から教育委員会に、銭を出さんでもいい、とにかく子供に徹底をするようによく言ってください。土木課のほうも、それから可児川防災等ため池組合のほうもきちんとこのような対応をしましたので、教育委員会は、銭を出せと言ったって銭はありやせんで、あそこは。言葉で子供に周知徹底して、子供の安全を未然に防ぐような形で、ちょっと委員長のほうから伝えておいていただければありがたいと思います。以上です。

○委員長（野呂和久君） こちらのほうから、しっかりと教育委員会の事務局のほうにお伝えいたします。

他に発言はありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで教育福祉委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後2時41分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 3 月13日

可児市教育福祉委員会委員長